

● 寄稿 1

WIPO—PCT—マルチ雑考 —WIPO赴任レポート—

特許庁審査第一部応用光学 上席審査長 山下 崇

抄録

日本経済低迷の要因にIT化とグローバル化の引き起こした国際競争変革の波に乗り遅れたことが挙げられている。知財はビジネスの分野に比べると国境の壁がまだ高い。特許独立の原則により、権利は国ごとに発生し、有効性も国ごとに判断される。しかしビジネスのボーダレスの波はいずれ知財の世界も飲み込んでいくことと思われる。いかに精緻な制度や運用をもっていてもその波に乗れなければ知財の世界においても守勢に立たされてしまうであろう。日本が独自に各国と連携や競争を行いグローバル戦略を展開していくのは労力がある。世界へのショートカットであるWIPOとのパイプを太くし、ポストFA11の施策を世界標準に高めていく戦略が求められる。

1. はじめに

本稿を執筆している頃、ノーベル平和賞がオランダ・ハーグにある化学兵器禁止機関(OPCW)に贈られるとの報道があった。邦人も同機関に派遣されており、防衛省から派遣された人のインタビューなども掲載された。自分はノーベル賞とは縁はなくとも派遣先の国際機関がノーベル賞をとることはありうる、WIPOもノーベル平和賞をとればどんなにいいだろうなどと夢想されたが、議論百出のWIPOが世界平和に貢献できる日はいつになるか分からない。



ジュネーブのWIPO本部

筆者は2010年から2013年の3年間スイス・ジュネーブの世界知的所有権機関(WIPO)にPCT国際協力部長として赴任する機会を得た。WIPOで勤務した経験を基に、WIPO、PCT、マルチ、そして今後のJPOのグローバル戦略について感じた現状や課題について報告することとしたい。見解等にかかる部分は私見であることをお断りしておく。

2. WIPOについて

まずWIPOについて少しご説明しておく。WIPOを特徴付ける要素は、国連の専門機関であること、知財を専門に扱う機関であること、スイス・ジュネーブに本部があること、の3つである。国連における知財の専門機関であることから、知財分野におけるマルチラテラリズム(以下マルチと呼ぶ;多国間による議論と合意形成のプロセスの総称)の総本山をもって自認している。実際例年9月下旬から10月初旬に行われるWIPO一般総会は世界各国から知財庁の首脳が集まり「総本山」の様相を呈する。そして現事務局長のガリー氏(オーストラリア)は1985年にWIPOに入り長年要職を歴任してきた知財の専門家である。

条約など多国間の合意により成立をみる国際合意はマルチの成果の象徴ともいえるべきものだが、昨今WIPOでの国際合意の成立が数でみると心もとない状況である。WIPOの前身のBIRPIの時代を含めると、WIPOが所管している条約や議定書といった国際合意の数は28に上る¹⁾。

1) <http://www.wipo.int/treaties/en/> 参照。意匠のヘグ協定はロンドン議定書、ヘグ議定書、ジュネーブ議定書で3つと数えた。

その成立数の変遷を、1960年代以前と、1970年代以降は10年ごとに表にしてまとめた。1970年代、1980年代、1990年代、2000年代と国際合意の成立件数が減少していることが分かる。特に1980年代に大きく件数が下がっているが、これは1986年から始まったガット・ウルグアイラウンドで知財に関する包括的な協定交渉が行われ（後のTRIPS協定）、専門家や交渉担当者に関心と労力の多くがそちらの方に注がれていたため、WIPOでのルールメイキングがトーンダウンしたことも要因として考えられよう。また南北問題が大きく政治問題化しだした2000年代に国際合意の成立が顕著に停滞しているのも見て取れる。

表には歴代事務局長の任期中の条約成立件数もまとめてある。WIPO初代事務局長で前身のBIRPIのころから事務局長を務めたボーデンハウゼン氏（任期1963－1973）が平均1年半で1本、ボクシュ氏（任期1973－1997）が3年で1本、イドリス氏（任期1997－2008）が3年半で1本と国際合意成立のテンポがペースダウンしているのが分かる。ガリー現事務局長（2008－）は就任5年で2本の条約を成立させており（約2年半で1本）、まずまずのペースといえるだろう。ガリー事務局長はWIPO職員に対しても常々WIPOの本務であるルールメイキングの重要性を説き、その成功は多国間でルールを議論し決するというマルチラテラリズムが機能していることの証であり、WIPOのレゾナントであるとして訴えている。もっとも合意形成それ自体が目的になってしまうと、条約ができて利用されなかったり、そもそも発効しないということもあり本末転倒

である。実際の利用価値があり、ある程度合意形成の見通しの立ちうる国際合意のテーマを見定めることは事務局長の眼力といえるだろう。ガリー事務局長としては、意匠法条約（Design Law Treaty）、放送条約、伝統的知識・伝統的文化表現・遺伝資源の保護、などが合意できるテーマとして有力視しているようである。

3. PCTについて

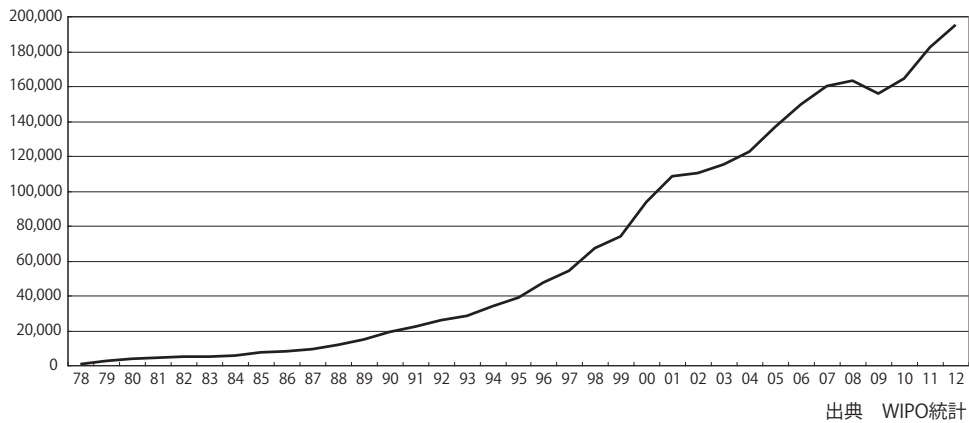
WIPOが所管する条約の1つであるPCT (Patent Cooperation Treaty) は、WIPOが産声を上げた記念すべき1970年に成立したことからWIPOの歩みそのものといっても過言ではあるまい²⁾。1970年代、1980年代は出願が伸び悩んだが、1990年代から顕著に伸び始め、WIPOの本務であるルールメイキングが停滞しだした2000年代も堅調に出願は伸びていった。

このようにPCTについては、

- ・ WIPOと共に発展の歴史を刻んできたこと、
- ・ 着実に出願件数が伸びてきたこと³⁾、
- ・ WIPO収入の約76%がPCTの手数料収入で賄われていること、
- ・ 日米欧三極の官民が一貫してPCTを支持してきており、中韓含め有力新興国もPCTを支持していること、
- ・ 加盟国数が148か国に達しほぼグローバルマーケットを網羅していること⁴⁾、
- ・ 実体制度調和の議論が暗礁に乗り上げていることが象

～1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代～
11	6	3	4	2	2
BIRPI (WIPOの前身)		WIPO (1974より国連専門機関)			
	ボーデンハウゼン (6) (1963-1973)	ボクシュ (8) (1973-1997)	イドリス (3) (1997-2008)	ガリー (2) (2008-)	
Paris Convention 1883 Berne Convention 1886 Madrid Agreement -Indications of Source 1891 -Marks 1891 Hague Agreement -London Act 1934 -Hague Act 1960 Nice Agreement 1957 Lisbon Agreement 1958 Rome Convention 1961 WIPO Convention 1967 Locarno Agreement 1968 PCT 1970 Phonograms Convention 1971 Strasbourg Agreement 1971 Vienna Agreement 1973	Brussels Convention 1974 Budapest Treaty 1977 Nairobi Treaty 1981 Washington Treaty 1989 Madrid Protocol 1989 TLT 1994 WCT 1996 WPPT 1996	PLT 2000 Hague Agreement -Geneva Act 1999 Singapore Treaty 2006	Beijing Treaty 2012 Marrakesh Treaty 2013		

2) WIPO設立条約は1970年に発効し、前身のBIRPIからWIPOに移管した。さらに1974年には14番目の国連専門機関となり国連傘下に入ることとなる。
3) 2008年のリーマンショックによる世界経済の低迷の影響で2009年にマイナス（-4.8%）に転じた以外はプラスの推移。
4) 2013年湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council）のサウジアラビアが入り、GCC加盟6か国のうち残るクウェートが加入すればPCTでGCC広域特許が指定できる。ラテンアメリカではアルゼンチンの加入が焦点。



PCT出願件数推移

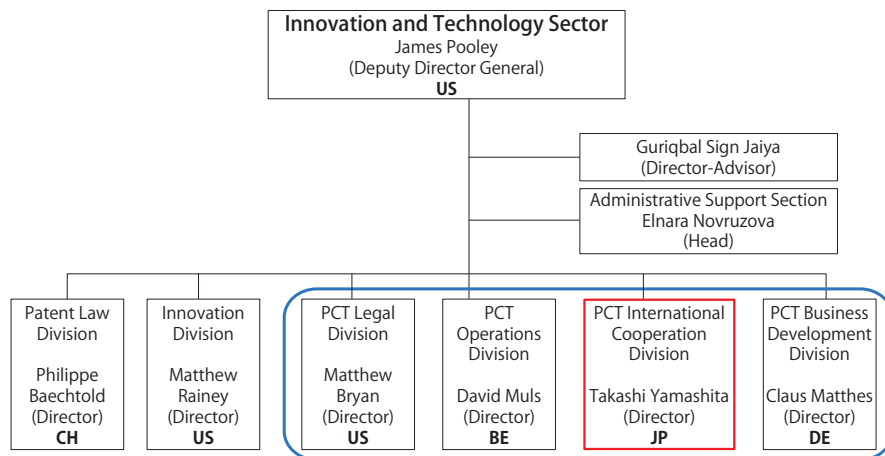
徴するように、特許分野でのルールメイキングが困難な状況の中でPCTが唯一の特許手続きに関するマルチの国際標準スキームを提供していること、

といった要因で、WIPO同僚の中にはPCTに対する聖域意識 (sanctuary) を持つ者もあり、時としてPCTの維持発展に対する高い職業意識と責任意識をもたらしている。



4. PCT国際協力部(International Cooperation Division (ICD))について

次に筆者の担当したPCT国際協力部について簡単に説明する (2013年6月現在)。イノベーション・テクノロジーセクター (局に相当) を所管するブリー事務局長 (米) の下にPCTに関して4人の部長職 (Director) がおかれている (セクター組織図の青枠参照)。セクターにはPCTの他に特許法全般を扱う特許法部 (Patent Law Division) と途上国のイノベーション政策や中小企業支援を扱うイノベーション部 (Innovation Division) がある。国連の組織では構成員の出身国の地域バランスをとることが円滑な組織運営上重要であるが、PCT部長職の場合国籍をみて分かる通り欧米出身者が多く、アジアからは日本のみである。PCTではメンバー国の他にユーザーが重要な支持者であり利害関係者と考えられているので、PCTユーザーの地域バランス⁵⁾も反映していると考えられることもできよう。



イノベーション・テクノロジーセクター

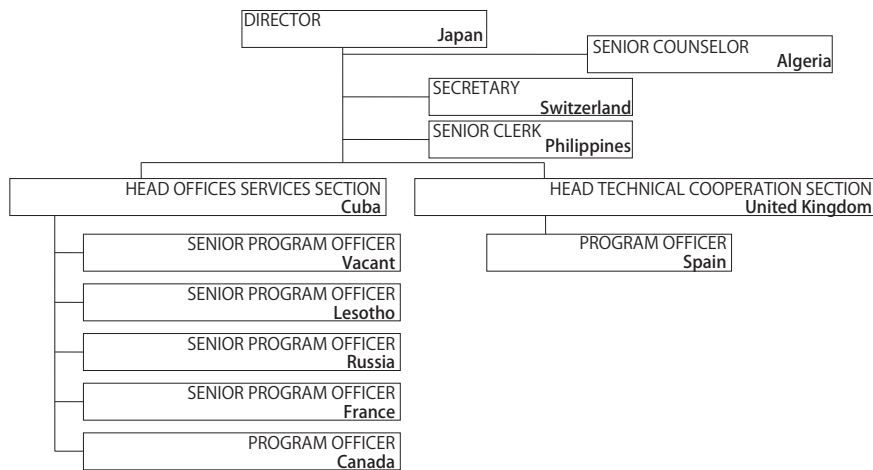
5) 2012年のPCT出願人の国籍別順位は、1位US (26.3%)、2位日本 (22.5%)、3位ドイツ (9.7%)、4位中国 (9.6%)、5位韓国 (6.1%)、6位フランス (4.0%) である。

PCT国際協力部(セクター組織図の赤枠参照)はメンバー国のPCTオフィス(RO,ISA,IPEA,DO,EO)との連携強化を基本任務としており⁶⁾、主に以下の業務を行う。

- (1) PCTオフィスのキャパビル支援(特に途上国)
 - ・セミナー・研修; 28ヶ国で47事業実施 参加国総数62 (2012年)
 - ・各種アドバイス(法制度、手続き、技術等)、条約・規則に則った制度・運用の申し入れ、PCT加入関心国の法令適合性調査等
- (2) PCTオフィスの機械化推進支援・連携
 - ・ePCT(後述)オフィスサービスのプロモーション
 - ・PCTオフィスよりWIPOへ送付されるPCTドキュメントのXML化推進
- (3) PCTオフィスとのリエゾン
 - ・WIPOとPCTオフィスとの協力合意文書等の取りまとめ・管理、改定手続きの処理
 - ・PCTサービスに対するオフィス満足度調査(年1回実施)
- (4) IP5, 三極との連携
 - ・WIPO側窓口及びWIPO内の総合調整

部の中にはオフィスサービスセクション(主にキャパビル支援を担当)と技術協力セクション(主に機械化推進支援・連携を担当)の2つのセクションがある。キャパビル支援活動は対象となるアフリカ、ラテンアメリカ・カリブ、アジア、アラブ、ロシア等市場経済移行国への出張旅費や会場設営費等の経費を要することから、部全体の予算⁷⁾の約9割を占める。

人員構成は図にある通りで、特にオフィスサービスセクションは業務上担当地域に所在するPCTオフィスと密接な連絡を取る必要があることから、地域ごとにその地域出身者、もしくは地域の公用語を話せる者が担当しており、地理的配分を考慮した構成になっている。



PCT国際協力部

身者、もしくは地域の公用語を話せる者が担当しており、地理的配分を考慮した構成になっている。

PCT国際協力部は条約・規則などのルールメイキングを直接担当する部署ではないが⁸⁾、PCTオフィスと緊密にコミュニケーションをとり、セミナーや研修を通じてPCTの現状や将来動向、取組に関する認識をPCTオフィスと共有しておくことは、実際の会議での合意形成をスムーズに行う上で欠かせない。特に途上国にとって情報不足はフラストレーションや不信感を惹起しマルチの会合の議事を膠着させる要因となりうることから、セミナーや研修の開催国、聴衆、開催頻度などは地域ごとにできる限り平準化するように毎年の計画を立てるようにしている。

5. 事務局で議論されているホット 이슈

以下に筆者が勤務していた頃WIPO内部で議論されていたホットな話題についていくつかふれてみたい。事務局の思考回路を理解することは、グローバルな施策を展開するうえで有益と思われる。

(1) Demand driven vs. Proactive

国の大小に関わらず、PCTに加入した以上WIPOからみればPCT作業部会やPCT総会で議決権をもつ立派なメンバー国であるので、PCTに関するセミナーや研修といった支援要請があればできるだけこたえるというスタンスをとっている(demand driven)。

一方で目に見える成果が上がるような活動や予算執行をメンバー国から要求されていることから、WIPOとしても対象国の状況を把握し、適切なニーズを特定したうえで、

6) 民間のPCTユーザーとの連携(プロモーション活動や問い合わせ等)はPCT Legal Divisionが担当する。

7) WIPOは2年が1会計年度となっており、2012-2013会計年度の部予算は927,000CHF。

8) PCT作業部会、PCT総会でのルールメイキングはPCT Business Development Divisionが担当する。

支援プログラムを提案する proactive な援助が求められている。実際一握りの IP5 が全世界の PCT 出願の約 80% を受理しており、メジャーな新興国であるロシア、インド、ブラジルですら受理する件数は 942 件、676 件、564 件 (2012) で JPO が受理する件数の 1-2% に過ぎない。したがって必ずしも PCT の専門家が必要であるほど PCT 出願を受理していないようなオフィスに対しては、仮に PCT の詳細な手続きに関する研修が要請されても、特許や PCT に関する基礎的事項やプロモーションがより適切な研修内容になると判断される場合がある⁹⁾。

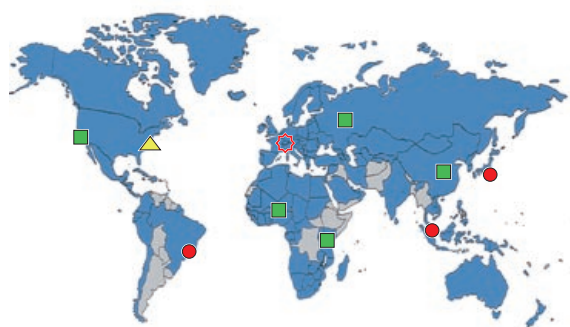
受動的な demand driven な援助を続けるか、提案型の proactive な援助を積極的に展開していくべきかという問題は択一的に答えを出すことは難しいかもしれないが、WIPO での方向性は後者である。ただしそのためには各国・地域の知財に対する正確な状況把握とニーズ解析が必要不可欠だが、WIPO におけるリソースや能力面での課題は多い。

もっとも受理する PCT 出願の数は少なくとも、国内段階に移行してくる数は相当数に上ることはありうる。例えばベトナムは 8 件しか PCT 出願を受理していないが (2012)、2,945 件の PCT が国内段階に移行している (2011)。したがって PCT のキャパビル支援の真のニーズは受理の段階よりも国内に移行してくる出願をどう審査し登録もしくは拒絶するかということにあるといえる。PCT の国内段階は基本的に国内法で規定される国内問題であることから、WIPO としても従来この分野の技術支援に余り積極的に関与してこなかった。また WIPO 自体は PCT 国際段階の手続きに関する専門性をもっている、実体審査に関する専門性やリソースに乏しいことから、国内段階の支援には深く関与できていない状況である。

(2) WIPO 外部オフィス

WIPO には本部の他に東京、シンガポール、リオデジャネイロの 3 都市に 3 つの外部事務所とニューヨークに国連本部との連絡事務所がある。これに加え新たな外部事務所を中国、ロシア、米国、アフリカ (2 か所) に開設する案が事務局より提案された。しかしこの外部事務所をどう活用するかに関しては必ずしも事務局内でも明確なビジョンはまだ固まっていないようである。方向性としては地域に密着しつつ、外部オフィス間及び WIPO 本部と有機的に連携したサービス拠点としての機能が期待されることになる。例えば PCT (さらにはマドリッドやヘグ) に関する問い合わせや、将来的には国際出願の窓口業務のサービスを地域ユーザーに提供し、併せて直近の外部オフィスのサー

ビス時刻が過ぎても、時差によりまだ開いている世界中いづれかの外部オフィスにアクセスしてサービスを受けられるように外部オフィス同士が連携することで、毎日 24 時間 WIPO のサービスを提供するという所謂 24/7 型サービスが一つの理想形として意識されている。これは国連機関なればこそ可能な公共サービスの事業展開といえよう。ただし外部オフィスに PCT などの優秀な専門家をどの程度配置しうるか、本部の機能とどのように役割分担を明確化できるか、所在する国もしくは地域の PCT オフィスとどのように役割分担するか、など検討課題は多い。またそもそも外部事務所の新たな設置を巡って、誘致に関心を示す国の間で綱引きが始まってしまい、2013 年の WIPO 総会で完全に政治問題化してしまったようである。どのような決着がなされるかは予断を許さない状況である。



⊗ WIPO本部(ジュネーブ) ■ 新候補地
● WIPO外部オフィス ■ PCTメンバー国
▲ WIPO連絡オフィス

PCTメンバー国とWIPOオフィス

(3) ePCT

WIPO において新たなルール作りの合意形成が困難になったことは PCT においても例外ではない。条約改正はほとんど実現不可能と考えられており、規則改正も 2000-2007 年に開かれた PCT リフォーム委員会で国内移行期間を一律 30 月にし、ISA 見解書を導入するという骨太の改正が行われた後は、主に運営手続き上必要な細かな改正が行われるに留まっている。こうした状況の下でも進められる PCT 改善の切り札と事務局が考えているのが、ePCT と品質 (後述) である。

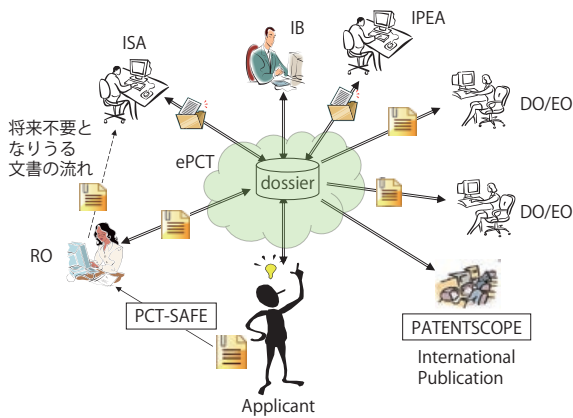
現行 PCT では、例えば出願人は RO に出願書類を提出し、RO はレコードコピーを IB に送り、サーチコピーを ISA に送付する、その後も各管轄 ISA、IPEA、さらには国内段階の DO、EO が手持ちの出願書類に基づいて出願人と

9) どうして出願も見込まれないような国がそもそも PCT に加入したのであるか。PCT の加入動機は国によって実にさまざまであるようである。日本の場合は条約加入に当たってはユーザーニーズが大きな考慮要因になり、ある程度のニーズがあることを前提に加入の判断をするであろうが、国によっては地域として加入するので自国も加入するとか、米国などと経済連携協定を締結する際の条件となっているので PCT に加入するといった、ユーザーニーズとは異なる政治的要因で加入するという事情もあるようである。

やり取りし、判断するという流れである。事務局がハブと
なつて補正等の事後的に生ずる書類を関係機関が可能な限
り共有できるよう送達することになっているが、コストや
時間がかかり送達ミスも発生しうるリスクがある。

これに対してePCTは概念図にある通り、出願人、PCT
オフィス、事務局全ての関係者が共通のサーバーを通じて出
願書類及びその後の手続きで発生する書類に原則アクセス
できるので、コピーをとって各所に送付する手間やそのため
のタイムラグがなくなり、各機関が共通の文書に基づいた平
仄のとれた処理をすることが可能になり、また出願手続きの
履歴情報も共有されるので、審査の迅速化が期待できる。

方式専門の職員を常駐させるほどPCT出願件数の多く
ない、もしくは専門職員の訓練が十分確保できないPCT
オフィスなどは、ePCTのシステムを使うことで事務局が
業務を容易に代行できたり、手続きに支障を生じた場合に
事務局が容易に解決支援を実行することができるので、今
まで利用が限られていた地域にPCTの活用を促進する効
果が期待できる。一般ユーザーにとつても、出願書類やそ
の後オフィスとやりとりした手続きが、他の関係機関とリ
アルタイムで共有できるので、利便性と安心感が増すこと
と思われる。サーバーを共有するのでセキュリティーの確
保をどうとるかという検討課題はあるにせよ、今後の
PCTの在り方自体に大きな影響を与えるシステムに発展
していくことと思われる。



ePCT 概念図

(4) Thin IB vs. Fat IB

WIPOはPCTを管理運営する事業主としての側面も持つ
ているユニークな国際機関である。ROから送付されてくる
PCT出願や事務局が直接受理する出願を方式審査する部署
(Processing Team (PT))があり、出願言語に基づき10チ
ームに分かれ、1チーム約20人、総勢約200名になる。そ
の他PCT公開公報に掲載されるタイトルや要約の翻訳を担当
する翻訳職約80名、PCTの書類の配送の電子化やシステム

設計を行う部署約30名が勤務している¹⁰⁾。これだけの大所
帯の人員をジュネーブに抱えておく必要性如何は以前より
指摘されてきたところである。メンバー国やWIPO外部オ
フィスとの連携、ePCTの活用によって本部をスリム化でき
るのではないか (thin IB) という問題意識は事務局内でも検
討されている。他方事務局に作業を集約させた方 (fat IB)
がより効率的ではないかという議論もある (もつともePCT
のような電子化によりスリム化と作業の集約はある程度両
立しうるのであろう)。方向性はスリム化 (thin IB) であらうが、
事務局の人事運営にも関わる側面があり、直ちには結論は
出ないであらう。いずれにせよこれだけの事務局人員がも
たらすべき付加価値が一層問われることは間違いない。

(5) 競合しうるPCT代替手段

全世界で出される外国出願のうちPCT (国内移行 (DO)
段階) の割合は55% (2012) である。世界でならば外国
出願の利用はPCTがパリルートを上回っていることにな
る (JPOでは65%、すなわち「外国出願」のうち65%は
DO出願である)。PCTを発展させるという意味でWIPO
としてはこの数字の増進を目標としている。端的に言えば
従来パリルートで出している出願をPCTルートに切り替
えてもらうべく、PCTのメリットをセミナーや研修で説
明したり、システムや制度に関するPCT改善に取り組ん
でいるのである。その一方でPCTと競合しうる出願手段
の出現に常に目を光らせている。

最近の例でいえばPPHとグローバルドシエがある。第
一国で特許になった出願を基礎にして直接第二国に出願し
迅速に特許にできるPPHスキームはパリルート利用促進
効果があり、それがブルリのルールになれば、PCTに競
合しうる新たな出願システムに発展しうる点で注視してい
る。PPHについてはWIPOのロビー活動もあって、PCT
を組み入れ修正したPCT-PPHのスキームをつくること
で、PCTとPPHが共存できる道筋ができた。

グローバルドシエは2012年のIP5で提案された、各庁
の審査結果共有とクロス出願を包括的に進めていくシステ
ム統合のコンセプトである。もしグローバルドシエの下で
出願を作成し電子的に第一庁に出願したら、それを基礎に
希望する第二庁、第三庁にも自動的に転送されパリルート
出願できるようになれば、PCTを用いずとも複数国での
出願日をパリルートで簡便に確保できることとなる。
WIPOとして今後の展開に目が離せない。

(6) PCTの品質

IP5でPCTサーチレポートの品質をどう評価するかという

10) これらの人員・業務はPCT Operations Divisionに所属している。

ことが議論されていることはご存知の方も多いと思う。サーチレポートに含まれる平均引用例数、X、Y文献の比率、A文献のみ引用されている比率、非特許文献の引用比率といったレポートの記載内容から抽出されるデータ、さらには国内段階に入って新たなX文献が見いだされた比率といった国内段階での審査と関連付けたデータを抽出することも検討されている。こうしたデータはIP5のみならず、すべてのISA/IPEAを対象にして議論するテーマであることは明らかである。そこで全てのISA/IPEAが集まって議論する会合であるWIPO MIA (Meeting of International Authorities) の場にIP5の議論を移管して同様のテーマが議論されることとなった。そこではWIPOが各庁のサーチレポートの品質に関する報告書を発行する方向で議論が行われている。検討中の品質レポートの内容はPCT回章C.PCT 1360に詳細に記載されている¹¹⁾。事務局は単にデータを収集、編集するだけであり、品質に関する「評価」を行わないとする立場をとるが、このような各機関のデータはISA/IPEA間の品質比較の議論や品質への関心をいやがおうにも招来し、ISA/IPEA間で品質基準の標準策定についてコンセンサスを形成することが困難であっても、それと同等の効果を奏することが期待できよう。ISA/IPEAの新規参入の是非が論じられているが、仮に参入障壁を低くしても、このような品質に関する比較データの透明性が高まれば、ユーザーの選択や声がIPA/IPEAに対し品質担保を促すことになるであろう。

(7) 審査官協議

もう一つ品質に関連して必ず議論がある。すなわち異なる特許庁の審査官同士が、ある案件に関して他庁の審査結果を補充したり、もしくは共同でサーチ・審査をして最終的に一つの審査結果を作成するという協働型審査をどう進めるかという議論である。事務局はPCT-SIS (補充国際調査: Supplementary International Search)、及びIP5で試行中のPCT協働サーチ・審査といった庁同士で行われる協働型のサーチ・審査を推進することを支持する立場である。他方JPOは一庁で完全なサーチ・審査を行うべきとする理念、及び協働型サーチ・審査のワークロードに与える影響の観点から積極的参加を見合わせてきたものの、PCT作業部会に提出したPCT-KAIZEN提案¹²⁾において前向きな検討姿勢を示している。

(8) 審査官研修

先にも述べたようにPCTの技術支援でも、実際のニー

ズがあるのは国内段階でどのように特許性を判断すべきかという実体審査に関する事項であることが多い。正確なデータはないが、途上国の約30か国(途上国の約三分の一)が何らかの実体審査を行っているようである。何故あえて審査主義を採用するのかというと、以下のような要因が考えられる。

(a) 技術保護への主権意識 (知財意識の向上)

技術的独占権という極めて重大な公益的権利の付与は国として独自にしっかり判断すべきであるという意識が高まっていること。

(b) 技術者層の拡充による審査官確保

新興国をはじめとして、途上国の経済が発展していく過程で技術者の層が厚くなり、従来専ら技術開発に流れていた人材を特許審査の方に確保する余裕が出てきたこと。

(c) 格好の施策目標

特許審査を自前で行うということは、その国の技術レベル向上の証であり、安定した権利に基づく投資の呼び込み効果が出てくるという点で、政府にとって格好の政策目標になりうる事項である。

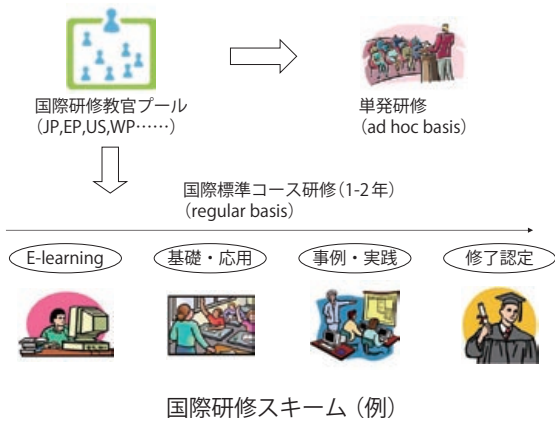
例えばシンガポールが特定分野について審査を開始したのはいい例である。WIPOにも審査官研修の依頼はよくくる。実体審査をしていないWIPOとしては、審査をしているドナー庁に依頼を取り次ぐことが主な仕事になる。ところが、(a) 審査官研修は初級から上級とレベルによって教える内容を異ならせる必要があること、(b) 準備に労力を要する事例研修が欠かせないこと、(c) 技術分野によって事例や基準など教える内容が異なりうること、(d) 最終的には事例経験を積み重ねなければ定着しないこと、といった要因でドナー側の負担も大きく、要望があったからすぐにドナー庁から研修を提供してもらうことはなかなか困難なのが実情である。一方で自国の審査実務や審査基準、サーチシステムや分類に関し、研修受け入れ国側に影響を及ぼしようという意味で、ドナー庁にとって審査官研修は戦略的意味合いも有することから、研修対象国を選び好みしたり、研修プログラムをドナー側の都合で構成してしまうという傾向があり、仲介役のWIPOとしてドナー庁との調整を要することも起こりうる。

事務局でも審査官研修のニーズにどうシステムティックにかつ機動的に対応すべきかという問題が真剣に議論された。アプローチとしては、各庁で提供している研修モジュールを寄せ集めて仮想的な研修プログラムを構築すること¹³⁾、もしくは標準的研修コースプログラムを構築し、各ドナー庁から登録されプールされた指導教官のなかから

11) <http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2012/1360.pdf>

12) http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_wg_6/pct_wg_6_14_rev.pdf

13) 例えば新規性・進歩性はX庁、記載要件はY庁、事例研究はZ庁の提供する既存の研修に参加するというように、研修項目ごとに各庁の提供する既存の研修モジュールを活用して包括的研修プログラムを構成するやり方である。



ニーズに合った人材を機動的に派遣する国際研修スキームなどが検討された。いずれも案の段階で具体化の目途は立っていない。

6. おわりに

今後ビジネスのボーダレス化の一層の進展に伴い、たとえ実体制度調和や相互承認といった法制度面の整備は早晩実現しなくとも、知財のボーダレス化はPCTやPPHにおける審査結果の承認もしくは利用向上という実践的な形で進展していくことが予想される。発明を最初に審査した庁の結果が事実上の標準になるとしたら、ユーザーも第一庁を戦略的に選択することになるであろうし、庁としても発明を受理しいち早く審査結果を発信する競争の時代がやってくる可能性が高い。

JPOとしてもFA11を達成すべく滞貨処理のノウハウを蓄積してきたし、これからはフロー型審査に移行した際の審査やその管理に関する施策・運用を構築していかねばならないであろうが、それらの施策・運用は上述した競争時代に備えるべくグローバルな視点を中心に構築することが必要となろう。さもないと如何に精緻な制度・運用をもったとしても、それが所謂ガラパゴス化してしまうとユーザーから敬遠され、結局他庁の審査結果を受け入れる側に回らざるを得なくなるリスクがある。

グローバルな施策の展開をするためには、パイやブルリの場もちろん重要であるが、WIPOを通じて世界のニーズを

くみ上げる、または自らの施策をWIPOを通じて世界標準にしていく活動がどうしても求められる。事務局で議論や検討がなされている事項のいくつかの例を紹介したが、このようなWIPOの課題に対してJPOとして貢献できる分野は決して少なくない。例えば審査分野(研修、品質、サーチ協議等)、ePCTといったシステム開発面、統計情報面¹⁴⁾など多様である。このような分野でWIPOとの連携を深めることができれば、今後JPOが色々な施策をグローバル展開する上で有効な踏み台になることが期待できるであろう。

先に述べたようにルールメイキングの面で停滞しているにせよWIPOがマルチの総本山として大小様々のメンバー国さらにはPCTやマドリッドのユーザーから何かと頼られる存在であることには変わりない。筆者自身にもPCTメンバー国の長官などから研修や技術支援の要請のメールや書簡が毎日のように舞い込んできたし、デリゲーションによる陳情等も日常茶飯事である。このようにWIPOには世界のニーズがひしめいている。JPOはジャパンファンド等資金面を通じてこれらのニーズとつながってきたが、今後はWIPOへの人材派遣、会議への提案、パイロット事業への参画など複合的貢献¹⁵⁾という形をとりながらWIPOとのパイプをより太くして世界との連携を強化していく必要がある。

profile

山下 崇 (やました たかし)

昭和63年4月	特許庁入庁 (審査第二部応用光学)
平成3年4月	審査第二部審査官 (応用光学)
平成4年9月	総務課工業所有権制度改正審議室
平成5年10月	国際課
平成6年9月	米国ワシントン大学
平成7年11月	国際課 課長補佐
平成9年7月	外務省経済局国際機関第一課 課長補佐
平成10年7月	審査第二部光デバイス
平成12年6月	在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官
平成15年10月	審判部審判官 (第8部門)
平成17年4月	特許審査第一部応用光学
平成18年4月	国際課多国間政策室
平成20年7月	特許審査第一部光デバイス光制御室長
平成20年11月	併) 国際課PCT制度改革検討準備室長
平成22年7月	WIPO PCT国際協力部長
平成25年7月	審査第一部応用光学上席審査長

14) 例えばJPOではPCT出願の動向はどちらかというと審査部での新願、再着などに充てるパワー配分を予測する観点で用いられるが、WIPOではPCT出願の約23%を占める日本人による出願はWIPO収入に大きな影響を与える点で重要視している。WIPOの中の経済統計部 (Economics and Statistics Division) が過去の出願やR&Dのデータを基に出願予測をしている。しかしマクロのデータによる解析が中心で、JPOが把握するミクロのPCT出願動向や企業景況感等はWIPO統計チームにとって極めて有益な情報となるであろう。

15) JPOの貢献分野は政府主体の分野に限らない。例えばWIPOの会合のマージンで、ユニークな活動事例を紹介するイベントがあった。Bruce Lehman元USPTO長官が会長を務めるInternational Intellectual Property Institute (IIPI) という主に途上国への知財啓蒙普及活動を行っている民間団体がUSPTO、フィリピン特許庁と連携してフィリピンの9つの大学・研究所の過去10年の論文1,000件を精査し、その約27%に特許になる可能性のある発明が埋もれているとの結果を発表した。知財の南北問題は(知財を) 持てる者と持たざる者という図式でとらえられがちであるが、「持たざる者」とされる側にも実は知財が死蔵されており、適切に明細書を書いて出願すれば立派な知財として権利化できる潜在性があるということを示すプロジェクトである。地道な作業で米国の国益と直接関係のないプロジェクトであるが、急がば回れでこうした地道な技術支援が信頼関係にもつながり、種々な交渉に有利に働いてくるものと思われる。

参考文献 <http://iipi.org/2010/08/innovation-opportunities-philippines-2/>
http://iipi.org/wp-content/uploads/2011/03/Missed_Opportunities.pdf